



平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 東亜合成株式会社
(URL <http://www.toagosei.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 高村 美己志
(コード番号 4045 東証第1部)
問合せ先 管理本部 IR広報室長 根本 洋
(TEL 03-3597-7215)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 4 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会での承認を前提として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、業務執行の健全性と適法性の確保および効率性と機動性の向上を目的に、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結できる役員が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約に関する規定を一部変更するものです。

- ③ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款変更の内容
変更の内容は別紙のとおりであります。
- (3) 日程
- | | |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日（予定） | 平成28年3月30日 |
| 定款変更の効力発生日（予定） | 平成28年3月30日 |

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

【別紙】

定款・新旧対照表

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人 <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名選定する。ただし、必要があるときは取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p><u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長を1名選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>
---	---

<p>③ 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任について、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令</p>	<p>③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の行為に関する<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任</p>
--	---

が定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を

について、金1,000万円以上であら
かじめ定めた金額または法令が定め
る額のいずれか高い額を限度とする
契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

② 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

③ 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削除)

(削除)

<p><u>もって行う。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任決議の効力)</u> <u>第 31 条の 2 補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> <u>第 34 条 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u> <u>② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 35 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役会規則)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の実任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任について、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 1. 平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第1項の定めるところによる。</u></p> <p>2. <u>平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>
-------------	---

以上